

## 沖縄県「まん延防止等重点措置」指定に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い

4月9日、沖縄県が「まん延防止等重点措置」の適用対象に指定され、5月7日（金）に、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月12日（月）から5月31日（月）までと変更することが決定されました。これを受け本村では、県に準じて下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

本村は医療体制が脆弱であることから新型コロナウイルス感染症が拡大すれば、対応が非常に困難となる可能性があります。村民の安心安全な暮らしを守るため、ご来訪を計画されている皆様におかれましては、国やお住いの都道府県、市町村等から発出されている基本的対処方針等に基づき行動していただきますようお願いいたします。その上で、ご来訪される皆様におかれましては、体調管理には万全を期して頂くとともに、PCR検査を行う等、感染症予防対策をしっかりと行ったうえで、お越し頂きますよう合わせてお願い申し上げます。

### ○船舶の運航について

- ・定期船及び村内航路は通常通り運航いたします。

### ○公共施設の使用について

- ・開設時間は夜8時までといたします。
- ・キャンプ場、コテージ等、ビーチの使用については感染症対策を徹底して頂き通常通り開設いたします。

### ○時間短縮営業の要請について

- ・5月31日（月）まで飲食店及び飲食を伴う游興施設の営業時間は、午前5時から午後8時までの間（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）でお願いいたします。

### ○外出自粛要請について

- ・不要不急の外出や移動の自粛をお願いいたします。

### ○県外との往来について

- ・事前の十分な健康観察とPCR検査を行う等感染防止対策の徹底をお願いいたします。また、体調不良の場合は回復してからの往来をお願いいたします。

村民及び来島者の皆さまへは、大変ご不便をおかけいたしますが、引き続き、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、3密の回避、定期的な換気等、基本の感染対策を徹底して頂きますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年5月10日

座間味村長 宮里 哲